

科研費により取得した実験装置につき、不正競争防止法に 基づく使用差止等が否定された事件について

〜大阪地方裁判所令和5年7月3日判決(令和2年(ワ)第12387号)〜 (裁判所ホームペーシ)

知的財産法研究会 弁護士 冨田 信雄

第1. 事案の概要と裁判所の判断

1. 事案の概要

本件は、研究者である原告らが交付を受けた科研費により制作された装置を、研究機関である被告が第三者との共同研究の用に供したところ、これにより装置に関するノウハウが使用・開示されたとして、不正競争防止法2条1項7号、3条1項2項等に基づき装置の使用差止め及び損害賠償等を求めた事案である。

2. 原告ら及び被告

(1) 原告ら

原告P1はかつて被告の准教授の地位にあり、平成27年4月に大阪大学大学院理学研究科の招へい研究員となった後、平成28年4月からは特定の研究機関に所属していない。原告P2は、大阪大学大学院理学研究科の准教授である。

原告らは、UCN(波長が600オングストロームより長い、極端に低いエネルギーの中性子であって、その低いエネルギー故に容器の中に閉じ込められる性質を有するもの(UltraCold Neutronの頭文字))の研究に従事する研究者である。独立行政法人日本学術振興会の科学研究費助成事業により交付される科学研究費補助金を用いて、UCNの研究に従事していた。

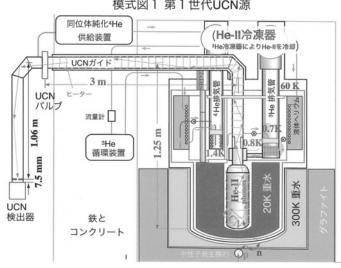
(2) 被告

被告は、高エネルギー加速器による素粒子、原子核並びに物質の構造及び機能に関する研究並びに高エネルギー加速器の性能の向上を図るための研究に係る研究分野について、大学における学術研究の発展等に資するために設置される大学の共同利用の研究所を設置することを目的として設立された大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構と称する法人である(国立大学法人法2条3項、4項、別表第2)。

3. 本件物件

(1) 本件物件1

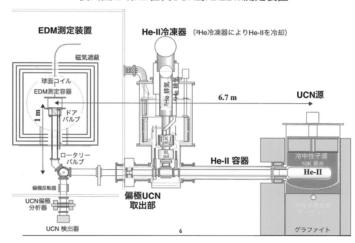
本件物件1 (第1世代UCN源) は、原告P1を研究代表者、その他の研究者を研究分担者と する申請により交付を受けた科研費等により、平成14年12月、大阪大学核物理研究センター(R CNP)において製作された装置で、その後、原告P2も加わって改良を加えたものである。主 な構成は本判決別紙添付の以下の模式図1のとおりである。



模式図1第1世代UCN源

(2) 本件物件 2

本件物件2(第2世代UCN源)は、本件物件1のUCN発生強度を更に高める目的で、原告 P1を研究代表者、原告P2を含むその他の研究者を研究分担者とする申請により交付を受けた 科研費等により、平成25年11月に、RCNPにおいて製作されたUCN発生源である。主な構成 は本判決別紙添付の以下の模式図2のとおりであり、①中性子を冷中性子領域まで冷却する冷中 性子源、②冷中性子をUCN領域まで冷却等する超流動He‐5 Ⅱ容器、③He‐Ⅱを作り、 それを0.8ケルビン以下に冷却するHe-Ⅱ冷凍器から構成されるものである。



模式図2 第2世代UCN源とEDM測定装置